

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>六の二 クロトンアルデヒド及びこれ含有する製剤</p> <p>六の三 （略）</p> <p>六の四 クロロ酢酸メチル及びこれ含有する製剤</p> <p>六の五〜六の十一 （略）</p> <p>七〜十九の二 （略）</p> <p>十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシド及びこれ含有する製剤</p> <p>十九の四〜十九の六 （略）</p> <p>二十〜二十四の五 （略）</p> <p>二十四の六 ブロモ酢酸エチル及びこれ含有する製剤</p> <p>二十四の七 （略）</p> <p>二十五〜三十一 （略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六の二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六の三〜六の九 （略）</p> <p>七〜十九の二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十九の三〜十九の五 （略）</p> <p>二十〜二十四の五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十四の六 （略）</p> <p>二十五〜三十一 （略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (略)
(105) (略)

(106) | 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベン
ンジルⅡ(Z)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー―

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(E)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー―

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(Z)―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパー―

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(EZ)―(一RS・三SR)―三―(二―シアノプロ

パー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシ

ラート及び二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメ

チル)ベンンジルⅡ(E)―(一S・三S)―三―(二―シアノプ

ロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキ

シラートの混合物(二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メ

トキシメチル)ベンンジルⅡ(Z)―(一R・三R)―三―(二―

シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパン

カルボキシラート八〇・九%以下を含有し、二・三・五・六―テ

トラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンンジルⅡ(E)―(一

R・三R)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―

一〇三十一の二 (略)
三十二 (略)
(1) (略)
(105) (略)
(新設)

<p>2 (略)</p> <p>三十三の三 (略)</p> <p>三十四～百九 (略)</p>	<p>三十三の二 二―(ジエチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―(ジエチルアミノ)エタノール〇・七%以下を含有するものを除く。</p> <p>三十三 (略)</p> <p>(107)) (170) (略)</p> <p>三十三 (略)</p> <p>二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有するものに限る。)並びにこれを含有する製剤</p> <p>二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一―エニル)―二・(一S・三S)―三―(二―シアノプロパー― ―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル (E)― ―(二S・三S)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・ 二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロ パンカルボキシラート一%以下を含有し、かつ、二・三・五・六 キシメチル)ベンジル (EZ)―(一RS・三SR)―三― 二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロ パンカルボキシラート一%以下を含有し、かつ、二・三・五・六 二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有するものに限る。)並びにこれを含有する製剤</p>
---	---

<p>2 (略)</p> <p>三十三の二 (略)</p> <p>三十四～百九 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>三十三 (略)</p> <p>(106)) (169) (略)</p>
---	--